

令和6年度

下水道排水設備工事

責任技術者資格認定共通試験の手引き

責任技術者共通試験を受験する皆さんへ

下水道排水設備工事の指定工事店制度については、県内に営業所を置けば、当該県内の複数の市町において登録し、営業できることになっています。

このようなことから、指定工事店間の技術水準の平準化を図るため、指定工事店の排水設備工事責任技術者については、香川県下水道協会（事務局：高松市都市整備局下水道部下水道経営課内、以下「県協会」という。）が実施主体となり、県下共通試験を行っています。

令和6年度においても、次ページのとおり、試験を実施しますので、受験を希望される方は、この手引きをよくお読みいただき、所定の手続きをしてください。



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

香川県下水道協会

受験資格について

試験の受験資格は、次のいずれかに該当する方

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校以上の学校(以下「高等学校」という。)の土木工学科(土木科、農業土木科、農業工学科、建築科、建築工学科、設備工学科、衛生工学科を含む。)又はこれに相当する課程を修了した方
- 2 高等学校を卒業した方で、排水設備工事又は排水設備工事以外の下水道工事あるいは水道工事(以下「排水設備工事等」という。)の設計又は施工に関し、1年以上の実務経験を有する方
- 3 排水設備工事等の設計又は施工に関し2年以上の実務経験を有する方
- 4 前3号に掲げる方に準ずる方として、次のいずれかに該当する方
 - ①学校教育法による専修学校又は各種学校において、土木又はこれに該当する課程を修了した方、又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による公共職業能力開発施設において配管科を修了した方
 - ②高等学校を卒業した方で、農(漁)業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等(以下「農業集落排水施設等」という。)の工事の設計又は施工に関して1年以上の実務の経験を有する方
 - ③農業集落排水施設等の工事の設計又は施工に関して2年以上の実務の経験を有する方
- 5 前各号に掲げる方に準ずる方として、香川県下水道協会会長が認める方

《ただし、1から5の受験資格を満たす方であっても、次に該当する方は、試験を受けることができません。》

- ①破産者手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- ②不正行為等によって試験合格を、又は条例に違反して責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない方
- ③精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない方

試験の申し込み

【申込期間】

令和6年8月1日(木) 午前9時～8月30日(金) 午後5時(必着) (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

【申込方法等】

1 受付窓口へ持参

〈受付窓口〉県内の市役所、町役場の下水道担当課(ただし、三豊市では、受付できません。)

※午前9時から午後5時までの間をお願いします。

2 香川県下水道協会事務局へ郵送

「受験申込書」、「受験票」、「誓約書」、及び受験資格に必要な「経歴書」その他証明書等を同封して、封筒の表に「責任技術者試験」と朱書きし、**一般書留郵便**又は**簡易書留郵便**で香川県下水道協会事務局まで郵送してください。

※遅配、誤配など郵便事故に関する責任は負いかねますので、御了承ください。

〈郵送先〉〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号 高松市下水道経営課内
香川県下水道協会事務局 宛

【提出書類】 「受験申込書」及び「受験票」に、次の書類を添えて提出してください。

- 1 現住所を確認できる書類（ア、イ、ウのいずれか1点）
 - ア 運転免許証のコピー
 - イ マイナンバーカード（表面）のコピー
 - ウ 住民票の写し（コピーは不可、3か月以内のもの、マイナンバーの記載されていないもの。）
- 2 受験資格を証明する書類等
 - ア 受験資格1又は4①に該当する方
卒業証明書（申込書の実務経験証明欄の証明は不要）
 - イ 受験資格2又は4②に該当する方
卒業証明書・経歴書・申込書の実務経験証明欄の証明が必要
 - ウ 受験資格3又は4③に該当する方
経歴書・申込書の実務経験証明欄の証明が必要

※なお、申込書の実務経験の証明が勤務先でできない場合は、旧勤務先代表者等の証明が必要
- 3 誓約書
- 4 写真2枚（縦4cm×横3cm、上半身脱帽で申込日前3か月以内に撮影されたもの。）
※「受験申込書」、「受験票」それぞれに貼付してください。
- 5 受験手数料振込金受領証（コピーでも可）を「受験申込書」裏面に貼付してください。

【受験手数料】 8,000円

（受験対策通信講座受講料及び排水設備工事責任技術者講習用テキスト代金含む。）

ただし、排水設備工事責任技術者講習用テキストが不要な方は**6,000円**

※テキストは、公益社団法人日本下水道協会 令和6年7月発行の「排水設備工事責任技術者講習用テキスト」です。

〈振込先〉百十四銀行 高松市役所支店 普通預金 No. 0450474

香川県下水道協会 会長 高松市長 大西 秀人

〈振込方法〉ATM機又は金融機関備付けの振込用紙を御利用ください。

なお、振込手数料は、御負担くださいますようお願いいたします。

振込人名義は、受験者名（フルネーム）の後に会社名を記入してください。

申し込みに関する注意

申込書受理後は、死亡した場合を除き、原則、受験手数料の返金はできませんので、御注意ください。

申し込み後から受験まで

申込期間終了後、県協会から受験申込者に対し、受験票、受験対策通信講座用資料、テキスト（受験手数料8,000円を支払われた方のみ）をお送りします。

また、試験前に受験対策通信講座（別途料金不要）を以下のとおり実施します。

講座の受講は義務付けではありませんが、講師より練習問題の添削を受け、受験の要点をつかむための講座ですので、受講をお勧めします。

試験等の日時

- 1 受験対策通信講座 令和6年9月中旬～10月中旬予定
- 2 試験 **令和6年11月7日(木)午後2時30分～午後4時30分**
サンメッセ香川(大会議室)

【解答方式】 マークシート

【出題範囲】 下水道法令及び「下水道排水設備指針と解説（日本下水道協会発行）」の項目

合格ライン等について

- 1 昨年の合格率 受験者76名、合格者22名、合格率28.9%
- 2 配 点 100点満点(法令:30点、技術:70点)
- 3 合格基準 総得点70点以上かつ法令・技術の各区分の得点率が50%以上

合格者の取り扱いについて

試験の合格者に対しては、後日、県協会から合格の通知とともに「合格証」を交付します。また、不合格の方にも、その旨通知をいたします。ただし、合格通知後であっても、次のことが判明したときは、合格を取り消すことがあります。

- ① 受験資格がないことが判明したとき。
- ② 不正行為等により試験に合格したことが判明したとき。

責任技術者の登録について

1 登録の申請

試験の合格者は、下水道の供用を開始している香川県内のいずれか1つの市町に、責任技術者としての登録をすることができます。この登録申請は、あらかじめ定められた期間内に合格証を提示して行い、登録を行った方には当該市町から「責任技術者証」が交付されます。登録申請が期間内に行われなときは、登録の権利を失うこととなりますので注意してください。

2 責任技術者証の有効期間

令和6年度登録者の有効期間は、市町が定めた日から**令和10年3月31日**までの間です。



公益社団法人日本下水道協会から、「排水設備工事責任技術者試験標準問題集」が発行されています。購入を希望される方は、下記にお問い合わせください。

◆1冊 2,000円(消費税込み)

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2
シビルBooks(東京官書普及株式会社)通信販売課
TEL:03-3292-3701

お問い合わせは…

各市町の下水道担当課又は香川県下水道協会まで、お問い合わせください。



香川県下水道協会 事務局

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号(高松市都市整備局下水道部下水道経営課内)
TEL(087)839-2765 FAX(087)839-2776